

交教社文第 135 号
令和 7 年 1 月 14 日

交野市指定文化財指定申請書

交野市教育委員会 殿

申請書 住所 交野市私部 1 丁目 1 番 1 号
氏名 交野市教育委員会
教育長 北田千秋

交野市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により、交野市指定文化財に指定いただくよう下記のとおり申請いたします。

記

1. 文化財の名称

無形文化財 吉向焼 1 件

2. 文化財の所在地

大阪府交野市私市 8 丁目 2 5 番 6 号 吉向松月窯

3. 文化財の保持者の住所・氏名

住所 大阪府交野市私市 8 丁目 2 5 番 6 号 吉向松月窯

氏名 吉向孝造（9 世吉向松月）

4. 文化財の由来・伝承等又は構造・型式・数量・成作年代等

吉向焼は、愛媛県の砥部焼職人の家庭で育った初代の治兵衛が、京都楽家での修業後、享和 4 年（1804）に現在の大阪市淀川区十三本町 1 丁目の淀川河川敷付近にて最初に開窯したことが始まりである。その後、各地の大名屋敷内にてお庭焼きとして、主に茶道具などの軟質施釉陶器を焼いたことで高く評価されるようになった。

文政 10 年（1827）には、将軍徳川家斉へ、鶴と亀の食籠を献上して以後、「吉向」を名乗るようになった。現在も、その契機となった型づくりによる陶器製造や、低火度による施釉手法など伝統的な技術を保持している。吉向焼の釉薬の中でも緑釉が最大の特色である。

そのほか、黒楽や赤楽などの茶碗の製造は、楽焼伝統の手びねりにより行い、その焼成にあたっては、黒楽が轆窯、赤楽が桶窯など、江戸時代以来の窯を構築して行っている。

吉向窯は十三で開窯の後、明治 18 年(1885)に大阪市上本町 7 丁目、明治 24 年(1891)には大阪府大阪市中心区高津 1 丁目の高津神社境内、明治 45 年(1912)には枚方市岡山手、昭和 54 年(1979)には交野市私市に築窯をしている。なお、明治 24 年(1891)には吉向松月窯と吉向十三軒に窯が分かれ、吉向十三軒は現在東大阪市に開窯している。

今日の吉向焼は、軟質施釉陶器という伝統的な陶器製造技法を保持しつつ、創意工夫が加えられ、高度な芸術的表現を可能にする陶芸技法として高く評価されている。そして、伝統的な原材料及びその用法や製作技法が継承された上に、更なる吉向孝造氏(9 世)による創意工夫が加えられ、表現の幅が広がっている。

5. 指定を申請する理由

吉向焼は芸術上価値が高く、また市の工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著な工芸技術として極めて重要である。その技法を継承している吉向孝造氏は、この工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。本市の文化財にとって欠くことのできない交野市指定文化財としての価値を有するものであり、将来にわたって保存して行きたいため。